

渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、移住者の生活安定及び居住環境の充実を支援することを目的に、住宅等を取得した市外からの転入者に対し、予算の範囲内で移住者住宅支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録（以下「住民登録」という。）を行い、当該住民登録地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 指定転入者 市民であったことのない者で、生活の本拠とするため市内に転入して定住する者又は就職、就学等のために市民でなくなった日から1年以上経過した後、再び市内へ転入して定住する者をいう。
- (3) 住宅等 市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）、区分所有されたマンション及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的とするものは除く。
- (4) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払い入手（相続、贈与、交換、2親等以内の親族との売買契約等によるものは除く。）することをいう。
- (5) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（媒介業者を除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するも

のとする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 取得した住宅等の所有者（対象住宅等が共有名義のものである場合は、当該共有者の内から選任された1人）
- (2) 指定転入者
- (3) 住民登録をした日から2年を経過しない者
- (4) 市区町村税（前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める者は除く。

（助成対象住宅等）

第4条 助成金の対象となる住宅等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの
- (2) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年を経過しないもの

2 不動産売買により取得する住宅等は、売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものであること。

3 増築により取得する住宅等は、増築部分の床面積が50平方メートル以上のものであること。

（助成金の額）

第5条 助成金の金額は10万円とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の額に当該各号に定める額を加算するものとし、100万円を限度とする。

- (1) 若者支援 住宅等所有者（申請者。以下同じ。）が30歳以上40歳未満の場合は10万円、30歳未満の場合は20万円
- (2) 子育て支援 所有者と同一世帯の15歳以下の子供1人につき5万円
- (3) 市内業者利用（新築に限る。） 20万円
- (4) 中古住宅取得 10万円（渋川市空き家バンク利用は30万円）
- (5) 普通自動車運転免許取得支援（所有者又は所有者と同一世帯の者

が、申請日の1年前から申請日までに、移住のために免許取得した場合に限る。) 20万円

(6) ペーパードライバー講習受講支援(所有者又は所有者と同一世帯の者が、申請日の1年前から申請日までに、移住のために自動車教習所においてペーパードライバー講習を受講した場合に限る。) 3万円(当該講習に要した費用が3万円に満たない場合は、当該費用から千円未満を切り捨てた額とする。)

(7) テレワーク勤務支援(所有者が、移住によりテレワーク勤務となった場合に限る。) 20万円

3 この助成金の事業全体の助成限度額は、2,466万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、住民登録した日から2年以内かつ住宅等の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年以内に市長に申請しなければならない。ただし、申請に係る住宅等が共有名義であるときは共有者のうち1人を申請者とし、共有名義者同意書(様式第2号)により当該申請者が、他の共有者の同意を得た上で申請するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書(完納証明書等)又は賦課されていないことの証明書(非課税証明書等)

(3) 助成対象住宅等に係る不動産の登記事項証明書(所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)

(4) 住宅等の案内図、配置図及び各階平面図

(5) 住宅等の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(6) 共有名義者同意書(共有名義である場合に限る。)

(7) 運転免許証の写し(普通自動車運転免許取得支援該当者に限る。)

(8) ペーパードライバー講習の領収書(ペーパードライバー講習受講

支援該当者に限る。)

(9) テレワーク勤務証明書(様式第3号)(テレワーク勤務支援該当者に限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付の確定を受けた者は、速やかに助成金請求書(様式第5号)に前項の助成金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成の制限)

第9条 助成金の交付は、助成対象者につき1回限りとし、申請年度において渋川市移住支援金又は渋川市移住定住新生活応援事業助成金の交付を受けていないこととする。

(交付の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定及び確定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、市長が助成金を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、助成金交付取消し通知書(様式第6号)により、助成金の交付の確定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付の確定を受けた者に対し助成金返還命令書（様式第7号）を交付し、期限を定めて支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

渋川市長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

助成金交付申請書

渋川市移住者住宅支援事業について、助成金の交付を受けたいので、渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(1)	住所	渋川市
(2)	渋川市の住民となった日	年 月 日
(3)	上記住民になる前の住所	
(4)	住宅等の所有者	
(5)	住宅等の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> マンション・長屋住宅
(6)	構造・規模・耐震	造 階建て <input type="checkbox"/> 耐震基準に適合
(7)	住宅等の床面積	m ² (坪)
(8)	うち居住部分面積	m ² ≥ 50m ² 以上
(9)	住宅等の取得区分	<input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> その他の住宅 (<input type="checkbox"/> 建売・ <input type="checkbox"/> 中古)
(10)	契約の種類	<input type="checkbox"/> 請負契約 <input type="checkbox"/> 売買契約
(11)	請負契約日、売買契約日	年 月 日
(12)	住宅等の所有権保存 (移転) 登記日	年 月 日
(13)	加算額の有無	<input type="checkbox"/> 若者支援 (40歳未満) (<input type="checkbox"/> うち申請者が30歳未満) <input type="checkbox"/> 子育て支援 (15歳以下の子供を扶養) 子供____人 <input type="checkbox"/> 市内業者利用 (新築) <input type="checkbox"/> 中古住宅取得 (<input type="checkbox"/> うち渋川市空き家バンク利用) <input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許取得支援 <input type="checkbox"/> ペーパードライバー講習受講支援 <input type="checkbox"/> テレワーク勤務支援
(14)	その他	

※該当となる項目の□に✓を入れてください。

以下の該当する□に✓を入れてください。

申請履歴	<input type="checkbox"/> 今回が初めて
市区町村税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納していない
住民登録状況	<input type="checkbox"/> 住民登録から2年以内である <input type="checkbox"/> 渋川市に初めて住民登録する <input type="checkbox"/> 渋川市から転出して1年以上経過している
住宅等の状況	<input type="checkbox"/> 玄関、台所、トイレ、浴室がある <input type="checkbox"/> 所有権保存 (移転) 登記をした日から1年以内である
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した事項は、事実と相違ありません。	

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

渋川市長 様

共有名義者 住所
氏名
電話

印

共有名義者同意書

私は、渋川市移住者住宅支援事業の助成金交付に関する一切の権限を、下記の者が行うことに同意します。

記

1 事業等の名称

渋川市移住者住宅支援事業

2 申請者

住 所	渋川市
氏 名	
電話番号	
続 柄	

年 月 日

渋川市長 様

所在地 _____
事業者名 _____ 印
代表者名 _____
電話番号 _____

テレワーク勤務証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 (移住先)	
テレワーク勤務開始日 (移住先)	年 月 日 ~
就業年月日	年 月 日
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に継続勤務していることに相違ありません。
移住の意思	所属先企業等からの（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

渋川市移住者住宅支援事業助成金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、渋川市の求めに応じて、同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

渋川市長

助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日申請のあった助成金交付申請書に対し、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 事業等の名称

渋川市移住者住宅支援事業

2 助成金の額

(1)	助成金額	円
(2)	加算額	円
	内訳 若者支援	円
	うち申請者が30歳未満	円
	子育て支援(子供 人)	円
	市内業者利用(新築)	円
	中古住宅取得	円
	うち渋川市空き家バンク利用	円
	普通自動車運転免許取得支援	円
	ペーパードライバー講習受講支援	円
	テレワーク勤務支援	円
(3)	助成金確定額(上限110万円)	円

3 条件

偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

助成金請求書

下記の通り請求いたします。 年 月 日 渋川市長 所管課	(申請者) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号 印
---	---

内容 渋川市移住者住宅支援事業に伴う助成金

金 額						支 払 方 法
十	万	千	百	十	円	口座振込

振 込 口 座
(申請者と異なる場合は下記の委任状を記入してください)

金融機関		支店(所)	
口座番号	普通・当座	(フリガナ) 口座名義人	

■注意事項

- 振込口座がゆうちょ銀行の場合は、金融機関欄に「ゆうちょ銀行」を、支店(所)欄に「(店番号)」を記載してください。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず訂正印を押印してください。ただし、申請者の住所氏名は訂正できませんので、再度記入してください。
- 振込先が申請者と異なる場合は、下記の委任状を記入してください。

<h2>委任状</h2>
渋川市長 様
「渋川市移住者住宅支援事業」に伴う助成金は、上記請求書の口座名義人 ()へ受領することを委任します。
年 月 日 委任者(申請者) 住所 氏名 印

様

渋川市長

助成金交付決定取消し通知書

年 月 日付け渋川市政第 号による助成金交付決定兼確定通知書に対し、渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定兼確定を取り消すので通知します。

記

1 事業等の名称
渋川市移住者住宅支援事業

2 助成金の取消し理由

3 助成金の額

_____ 円

様

渋川市長

助成金返還命令書

年 月 日付け請求により支払いを行った助成金について、渋川市移住者住宅支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり助成金の返還を命ずるので通知します。

記

1 事業等の名称

渋川市移住者住宅支援事業

2 助成金交付決定兼確定通知書番号

年 月 日渋川市政第 号

3 助成金返還の理由

4 助成金の返還額

_____ 円

5 助成金の返還期間

年 月 日まで